

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした、厚生年金保険の被保険者であった(亡)Aに係る遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、厚生年金保険の被保険者であった(亡)A(以下「A」という。)の妻である請求人がした遺族厚生年金の裁定請求に対し、平成〇年〇月〇日付で、請求人は基準額を超える収入を将来にわたって有する者と認められ、Aによって生計を維持した配偶者とは認められないことを理由とする、Aに係る遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

第3 当審査会の判断

1 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族が配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額 850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならないとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第1号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10並びに「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱について」(昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知。以下「本件通知」という。)及び「国民年金法等における遺族基礎年

金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第 36号社会保険庁運営部長通知))。

2 本件においては、Aがその死亡の当時厚生年金保険の被保険者であったこと及び請求人がAの妻であり、その死亡の当時Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間で争いがなく、本件記録によってもそれらの事実を優に認めることができる。したがって、本件の争点は、請求人がA死亡当時年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者であって、Aによりその生計を維持していた者でないことと認められるか、否かということになる。

3 そこで、検討するに、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定に当たっては、本件通知により取り扱われるところ、本件通知は、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に、被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実体と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。)とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生大臣の定める金額(年額 850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者とする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては前々年の所得)が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来収入が

年額 850万円未満又は所得が年額 655.5万円未満となることが認められることを必要としている。そして、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生の時点で判断されるべきことは当然のことである。また、上記④の要件中の「近い将来」について、保険者が保険事故発生の時点から概ね5年以内とする取扱をしていることは当審査会に顕著であり、もとより、その取扱を不当とすべき事由は認められない。

4 まず、Aが死亡したのが平成〇年〇月〇日であるから、その前年度である平成〇年分の請求人の収入についてみるに、〇〇市長作成の平成〇年度所得証明書（以下「本件所得証明書」という。）によると、請求人の平成〇〇年分の給与収入は、給与収入が〇〇〇万円、専従者給与収入が〇〇〇万円の合計〇〇〇万円であり、給与所得控除後の給与所得は〇〇〇万円であったことが認められるから、請求人が本件通知所定の収入要件①、②及び③を充足しないことは明らかである。

5 次に、請求人が本件通知所定の収入要件④を充足するかどうかについて検討する。本件記録によると次の各事実が認められる。

(1) Aは、資格を有する税理士であって、A税理士事務所の屋号で税理士事務所を主宰していた者であり、請求人は、Aと生計を一にし、Aの経営する税理士の事業に従事している配偶者として、Aから給与の支払を受けており、これは、Aの事業所得の計算上必要経費に計上することができる所得税法第57条第1項所定の青色事業専従者給与とされていた。本件所得証明書中の「専従給与収入 〇〇〇万円」は、この青色事業専従者給与である。

(2) Aは、その死亡の当時、〇〇市〇〇〇〇番地の〇を本店所在地とする、平成〇年〇月〇日設立の、一般企業会計業務の受託、生命保険募集に関する業務、損害保険の代理業務、介護保険法による居宅介護支援事業等を事業目

的とするa社（以下「本件会社」という。）の代表取締役を務めており、Aのほか、請求人、B及びCの3名が取締役に就任しており、Aがその代表取締役であった。Aが平成〇年〇月〇日に死亡したため、その後任として同年〇月〇日に請求人が代表取締役に就任したが、同月〇〇日には資格を有する税理士であるD（以下「D税理士」という。）が取締役及び代表取締役に就任し、請求人は代表取締役を辞任した。D税理士は、後記(3)の手続が終了した後の平成〇年〇月〇日に取締役を辞任し、これに伴い代表取締役も退任となり、同日、請求人が再び代表取締役に就任し、同月〇日に本店所在地を請求人の住所地である〇〇市〇〇〇〇番地〇に移転している。本件所得証明書中の「給与収入〇〇〇万円」は、本件会社から受けた役員報酬（所得税法上は給与となる。）であり、その月額は〇〇万円である。しかし、請求人に係る厚年資格記録（共通）によると、請求人の標準報酬月額は、従前は〇〇万円であったが、平成〇〇年〇月〇日に〇〇万円と決定されている。そして、本件会社は、平成〇年〇月〇日の取締役会において、請求人に対する役員報酬を月額〇〇万円（年額〇〇〇万円）に減額することを決議した。

(3) 所得税の納税義務者が年の中途で死亡した場合は、その者の相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告（準確定申告）と納税をする必要があるところ（所得税法第125条第1項、同法施行令第263条、同法施行規則第49条）、D税理士は、請求人ほかのAの相続人の委任を受けた上、上記申告期間の最終日である平成〇年〇月〇日に、〇〇税務署長に対し、Aに係る平成〇年分の所得税の準確定申告をすると共に、事業主の死亡を原因とするAの個人事

業（税理士業）の廃業届を提出した。

6 上記5の(2)に認定した事実によると、請求人の平成〇〇年分の収入金額〇〇〇万円の内訳は、本件会社の役員報酬〇〇〇万円と税理士業たるAの個人事業に係る青色事業専従者給与〇〇〇万円であると認められるところ、そのうちの青色事業専従者給与は、事業主であるAの死亡を原因とする事業の廃止により支給されなくなることは明白であり、このことは、A死亡の時点において確定的に予見できるものである。したがって、A死亡時点において、請求人に残された収入は、本件会社から支給される役員報酬のみとなることは自明であるところ、A死亡時点における請求人の標準報酬月額は〇〇万円と決定されているから、その報酬月額は〇〇万〇〇〇〇円から〇〇万〇〇〇〇円の範囲であると認定することができ、標準賞与額の決定はないから、その年間の報酬額はその1.2倍である〇〇〇万円から〇〇〇万円の範囲内であると認められる。したがって、請求人は、A死亡時において、請求人に青色事業専従者給与を支給していた個人事業主であるAが死亡したことにより、近い将来収入が年額850万円未満となるのみならず、所得も年額655.5万円未満となることが客観的に認められるといえるから、本件通知所定の収入要件④を充足することができる。この点について、保険者は、本件会社が請求人の役員報酬を月額〇〇万円に減額したことからすると、請求人の所得（収入）が減少したことがAの死亡による必然の結果であったとまでは認めがたいと主張するが、この主張は、失当である。すなわち、A死亡時点における標準報酬月額から認められる請求人の役員報酬額は、多くても〇〇〇万円なのであり、青色事業専従者給与は支給されないのであるから、A死亡時において、A死亡後の請求人の収入が年額〇〇〇万円未満になることは、客観的に明白であるというべきである。すなわち、請求人の収入が年額〇〇〇万円未満

となったのは、Aが死亡したことにより青色事業専従者給与の支給を受ける事実上及び法律上の根拠が失われたことによる必然の結果であって、本件会社が役員報酬を減額した結果ではない。そもそも、法令に基づく資格を要する弁護士や税理士等のいわゆる士業の個人事業主の事業は、専ら当該弁護士又は税理士個人の資格そのもの、専門家としての能力や信用によって支えられているのであり、当該弁護士や税理士が死亡した場合においては、資格を有する弁護士又は税理士でなければ、当該事業を継続することができなくなることは弁護士法あるいは税理士法等の規定により明白であり、そのために、顧客が離れていくだけではなく、顧客から受託していた業務を、資格を有する他の弁護士又は税理士に引き継ぎ、預り金や預かり保管中の書類等を返還する必要があることは、弁護士や税理士の業界における常識である。しかして、本件会社は、税理士であるAの専門家としての能力、経験、人脈等を活かして、一般企業会計業務の受託、生命保険募集に関する業務、損害保険の代理業務、介護保険法による居宅介護支援事業等を行う会社なのであり、Aが税理士であったことからすると、その主要な業務は一般企業会計業務の受託であると解され、この業務は、公認会計士又は税理士が従事する必要があるから、A死亡の事実は、本件会社の営業の衰退を来す重大な事由であるといつて妨げないというべきであり、そうであるからこそ、A死亡後のごく短期間（約半月）のみ請求人が代表取締役就任したものの、すぐにD税理士が取締役として入った上、代表取締役に就任して業務の執行を行い、その間、本件会社の業務に密接に関連するAに係る個人事業（税理士業）の廃業届を提出し、他人に係る所得税準確定申告までしているといえるのであり、請求人が平成〇年〇月〇日付及び平成〇年〇月〇日付上申書において、新しい税理士が代表とな

り、本件会社の業務の殆どを新しい税理士の事務所へ移し、売上げが大幅な減少となることは必至であった旨述べているのは、体験した事実を経験的に述べているものとして信を措くことができ、その事実、請求人が平成〇年〇月〇日に代表取締役役に復帰し、同月〇日に本店所在地を請求人の住所地に移転したことを併せると、本件会社は、会社業務のうち、一般企業会計業務及びこれに附帯関連する業務を他の事業者に移転して廃止し、その他の業務を行う会社として存続しているものと推認することができるというべきである。したがって、請求人が本件会社の代表取締役役に就任したことをもって、自らの役員報酬額を意のままに増減することができるのか、請求人に係る収入要件を充足させるために役員報酬を減額決定したというような事実をうかがうことはできない。

- 7 以上の認定及び判断の結果によると、請求人は、Aの死亡の当時、Aによって生計を維持した配偶者であり、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者であると認められるから、Aに係る遺族厚生年金を受給することができる者に該当するというべきである。そうすると、当審査会の上記判断と結論を異にする原処分は不当であるから、取消しを免れない。よって、原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。